

答申第 761 号

情 公 第 2348 号

令和 3 年 12 月 2 日

神奈川県公安委員会
委員長 岡田 優子 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 20 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 15）（諮問第 799 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、別表 1 に掲げる文書を特定し、別表 2 の非公開情報欄に掲げる情報（L-5 情報及び Q-4 情報のうち各チェック欄以外の情報を除く。）を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成 29 年 9 月 19 日付けで、別表 1 「本件処分において特定された文書一覧」に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表 2 「本件処分における非公開情報一覧」における非公開情報欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を、次のとおり非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-1 情報、B-1 情報、C-1 情報、D-1 情報、E-1 情報から E-3 情報まで、F-1 情報、G-1 情報、H-1 情報、I-1 情報、K-1 情報、K-2 情報、L-1 情報、L-2 情報、M-1 情報から M-4 情報まで、N-1 情報、N-2 情報、O-1 情報から O-5 情報まで、P-1 情報、P-2 情報、Q-1 情報から Q-4 情報まで、R-1 情報から R-6 情報まで、S-1 情報から S-7 情報まで、T-1 情報から T-6 情報まで、U-1 情報から U-9 情報まで、V-1 情報から V-4 情報まで、W-1 情報から W-4 情報まで、X-1 情報から X-4 情報まで、Y-1 情報、Y-2 情報、Z-1 情報、Z-3 情報から Z-6 情報まで、AA-1 情報、BB-1 情報、CC-1 情報、CC-2 情報、DD-1 情報及び EE-1 情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは

識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 別表2の区分欄に掲げるD-2情報、F-2情報、G-2情報、H-2情報、I-2情報、J-1情報、K-1情報、K-2情報、L-3情報、M-4情報、N-3情報、O-5情報、Q-4情報、Q-5情報、R-1情報からR-7情報まで、S-5情報からS-7情報まで、U-6情報からU-9情報まで、V-4情報、W-4情報、X-5情報、Y-2情報、Z-2情報、Z-4情報、Z-5情報、DD-2情報及びEE-2情報については、実施機関又は神奈川県の記事に関する情報であって、公開することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 別表2の区分欄に掲げるB-1情報からB-3情報まで、D-3情報、E-4情報、L-4情報、L-5情報、O-6情報、Q-6情報、R-8情報、S-6情報、S-7情報、T-6情報、T-7情報、U-10情報、U-11情報及びW-5情報については、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとして、条例第5条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

(4) 実施機関は、令和3年4月6日付けで、本件処分のうちL-5情報及びQ-4情報のうち各チェック欄以外の情報を非公開とした部分を取り消し、同日付けでこれらの情報を公開する決定を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、C-1情報、D-1情報、E-1情報、F-1情報、G-1情報、H-1情報、I-1情報、L-1情報、M-1情報、N-1情報、

0-1 情報、Q-1 情報、S-1 情報、T-1 情報、U-1 情報、V-1 情報、W-1 情報、Y-1 情報、Z-1 情報、AA-1 情報、BB-1 情報、CC-1 情報、DD-1 情報及び EE-1 情報

警部補相当職以下の者の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。

警部補以下の階級に相当する職であるかどうかの弁明がなされていない。相当職に該当しない者の氏名は、同号ただし書イに該当する。

カウンセラーの氏名は、公表慣行があるとして、同号ただし書イに該当し、警察官が職務遂行のために与えられた携帯電話番号は、同号ただし書ウに該当し、警察官の自宅住所が公務員住宅等であれば、その自宅最寄り駅は公表情報として同号ただし書イに該当する。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる E-3 情報、M-2 情報、0-2 情報から 0-4 情報まで、P-1 情報、P-2 情報、Q-2 情報、Q-3 情報、R-2 情報、R-3 情報、S-2 情報から S-4 情報まで、S-6 情報、T-2 情報、T-3 情報、U-2 情報、U-3 情報、U-5 情報、V-2 情報、V-3 情報、W-2 情報、W-3 情報、X-2 情報から X-4 情報まで、Z-3 情報、Z-5 情報及び CC-2 情報

特定事件の被害者（以下「本件被害者」という。）の氏名であっても、遺族が積極的に公表していれば、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当するとして公開すべきである。

統計情報と同一視できる情報は公開すべきである。

ウ 別表 2 の区分欄に掲げる L-2 情報

特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の生年月日（以下「本件生年月日」という。）については、年齢が公開されていること、また、特定事件の重大性に鑑みれば、少なくとも「生年」の部分は、公表情報として取り扱われるべきである。また、かかる情報を公開したとしても、被疑者の正当な権利利益を害することにはならない。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書イ及びエに該当する。

エ 別表 2 の区分欄に掲げる K-1 情報（以下「本件遺族等要望情報」とい

う。)

本件遺族等要望情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者や遺族の権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で部分公開すべきである。

特定事件の性質から、神奈川県がどれだけ被害者に寄り添って遺族の要望を実現したかを判断することができる情報であり、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。遺族の要望に依拠することは、公務員の職務遂行情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げる K-2 情報(以下「本件支援事例情報」という。)

心理学や精神医学等の学術雑誌等では、患者の氏名等を伏せた上で、相談内容や症状等を具体的に記載していることからすると、かかる情報が強制入院の必要性や病状の概要であるならば、患者の氏名や生年月日等を非公開とした上で、かかる情報を公開したとしても、特定の個人を識別することはできないし、個人の権利利益を害することにもならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当しない。

カ 別表2の区分欄に掲げる M-3 情報及び U-4 情報 (以下「本件弁護士氏名等」という。)

法律相談弁護士及び受任弁護士の氏名を公開したとしても、支援対象者等を特定することは不可能である。

よって、これらの情報は、公表慣行があるとして、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げる M-4 情報、O-5 情報、Q-4 情報 (各チェック欄に限る。)、R-5 情報、R-6 情報、S-5 情報、T-4 情報、T-5 情報、U-6 情報から U-9 情報まで、V-4 情報、W-4 情報、Y-2 情報及び Z-4 情報

心理学や精神医学等の学術雑誌等では、患者の氏名等を伏せた上で、相談内容や症状等を具体的に記載していることからすると、これらの情

報が強制入院の必要性や病状の概要であるならば、患者の氏名や生年月日等を非公開とした上で、これらの情報を公開したとしても、特定の個人を識別することはできないし、個人の権利利益を害することにもならない。

標記の情報は、公開文書の記載からして、統計情報又は箇条書きであり、個人識別情報とはいえない。これらの情報は、公権力、公務員が特定事件について、いかに対応したかを如実に示す情報であり、被害者の人権擁護のために重要な情報である。

よって、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるN-2情報及びZ-6情報（以下「本件取扱者電話番号」という。）

本件取扱者電話番号は、取扱者が特定施設の職員であれば、出資団体等又は指定管理者が定めている情報公開規程に基づいて請求すれば、職務の遂行に関する情報として公になる情報であるため、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるK-1情報

本件遺族等要望情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。今後の被害者支援業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で部分公開すべきである。

遺族等からの非公開の意思表示がないのであれば、これを公開したとしても、警察への信頼が損なわれることはない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるK-2情報、M-4情報、O-5情報、Q-4情報（各チェック欄に限る。）、R-5情報、R-6情報、S-5情報、U-6情報からU-9情報まで、V-4情報、W-4情報、Y-2情報及びZ-4情報

実際に行われた支援の内容は、被害者支援の重要な実例として参考とするために公開すべきである。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げる DD-2 情報（以下「本件スケジュール情報」という。）

本件スケジュール情報については、特定事件と関係する団体の活動が特定施設に影響することはあり得ることではあるが、あくまで予定であって変更の可能性は社会通念上想定されている。たとえ非公開事由に該当した時期があったとしても、スケジュールが終了してから相当期間経過した本件処分時においては、非公開理由が消失していたものというべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

エ 別表2の区分欄に掲げる EE-2 情報（以下「本件利用者受入情報」という。）

本件利用者受入情報は、単に受入れに関する情報であるというだけでは当該施設の本来業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。たとえ非公開事由に該当した時期があったとしても、受入れが済んだ本件処分時においては、非公開理由が消失していたものというべきである。

当該情報が公開されれば、受け入れた施設に対して問合せがある可能性はあるが、問合せに対応する者は施設職員であり、社会的反響が大きいかからこそ施設側は問合せに応じる社会的な責務がある。よって、利用者に悪影響を与えるおそれはなく、施設の本来業務等の適正な遂行に支障を来すおそれもない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。さらには、本件処分の時点では報道の過熱等は見られなくなり、実施機関が弁明しているおそれは生じ得ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げる B-2 情報及び E-4 情報（以下「本件車両番号等」という。）

本件車両番号等は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

例えば、レンタカーであれば「わ」ナンバーであるなど、捜査用車両であることの特有の情報であれば、捜査関係の車両であることを公開している以上、当該車両も公開すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるB-3情報(以下「本件通行道路情報」という。)

本件通行道路情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で部分公開すべきである。

そもそもかかる情報は、特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。公務員が特定年月日に特定の現場を車両で訪れるなど、当該情報の一部は報道機関によって明らかにされているが、それでもなお実施機関が説明するおそれは現実のものとはなっていない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるD-3情報、L-4情報、O-6情報、Q-6情報、R-8情報、T-7情報、U-10情報及びW-5情報(以下「本件発生時間」という。)

本件発生時間は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは非公開事由とはならない。実施機関は、発生時間のみを非公開としており、本件処分の前後で整合性が破綻しているといわざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされた全ての本件非公開情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) 請求対象外について

請求対象外とした情報についての弁明がなされていない。当該情報が本件請求とは別件で使用等されたのであれば、無関係である旨を明記した文書を添付して明らかにするべきである。

(7) その他

ア 神奈川県に限らず、情報公開請求で交付される文書は印影や手書きで記載された文面が薄く印刷されていたり、スキャン時の画面からはみ出していたりするなどして判読できないことが多いが、本件においても判読できない部分が存在した。

不鮮明部分の存在は、事実上の非公開と同様の効果を生じさせ、行政文書の公開義務を履行したとはいえないのであり、再発防止策を講じてほしい。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

エ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部警務部警務課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、B-1情報、C-1情報、D-1情報、E-1情報、F-1情報、G-1情報、H-1情報、I-1情報、L-1情報、M-1情報、N-1情報、O-1情報、Q-1情報、R-1情報、S-1情報、T-1情報、T-

6 情報、U-1 情報、V-1 情報、W-1 情報、X-1 情報、Y-1 情報、Z-1 情報、AA-1 情報、BB-1 情報、CC-1 情報、DD-1 情報及び EE-1 情報（以下「警部補相当職以下の氏名等」という。）

警部補相当職以下の氏名等は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(イ) 別表 2 の区分欄に掲げる E-3 情報

標記の情報は、特別支援要員が担当する本件被害者の氏名である。本件被害者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ウ) 別表 2 の区分欄に掲げる K-1 情報及び K-2 情報

本件遺族等要望情報には特定事件の遺族等からの具体的な要望が、本件支援事例情報には実際にどのような支援が行われたかが、それぞれ記載されており、いずれも特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(エ) 別表 2 の区分欄に掲げる L-2 情報

本件生年月日は、特定の個人が識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(オ) 別表 2 の区分欄に掲げる M-2 情報

標記の情報は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(カ) 別表 2 の区分欄に掲げる M-3 情報及び U-4 情報

本件弁護士氏名等のうち、M-3 情報には本件被害者及びその家族（以下「本件被害者等」と総称する。）の意向に基づき実施された場合の法律相談の実施日及び担当弁護士の氏名が、U-4 情報には本件被害者等から依頼を受けた受任弁護士の氏名が、それぞれ記載されており、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(キ) 別表 2 の区分欄に掲げる M-4 情報（以下「本件葬儀等情報」という。）

本件葬儀等情報のうち、「支援実施結果」欄には実施した支援の結果が、「通夜」欄、「葬儀」欄及び「斎場」欄には本件被害者に係る葬儀等の日時及び場所が、「同意書」欄には本件被害者等が支援を受けるために特定機関に被害者情報を提供することについての同意書の有無が、それぞれ記載されている。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(ク) 別表2の区分欄に掲げるN-2情報及びZ-6情報

本件取扱者電話番号のうちZ-6情報は、特定施設職員の個人の電話番号である。本件取扱者電話番号は、いずれも特定の個人が識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(ケ) 別表2の区分欄に掲げるO-2情報、O-3情報、P-1情報、Q-2情報、Q-3情報、R-2情報、R-3情報、S-2情報、S-3情報、T-2情報、U-2情報、U-3情報、V-3情報、W-2情報及びW-3情報

標記の情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(コ) 別表2の区分欄に掲げるO-4情報、S-4情報、S-6情報、U-5情報及びZ-5情報（以下「本件カウンセリング場所」という。）

本件カウンセリング場所は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(カ) 別表2の区分欄に掲げるO-5情報（以下「本件精神的被害状況」という。）

本件精神的被害状況には、本件被害者等の精神的被害の状況がいずれの項目に該当したか分かる内容が記載されており、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(シ) 別表 2 の区分欄に掲げる P-2 情報（以下「本件同意者氏名等」という。）

本件同意者氏名等は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ス) 別表 2 の区分欄に掲げる Q-4 情報（各チェック欄に限る。）（以下「本件支援要請内容」という。）

本件支援要請内容には、本件被害者等が要請する支援のいずれの項目を選択したか分かる内容が記載されており、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(セ) 別表 2 の区分欄に掲げる R-4 情報（以下「本件行政地区情報」という。）

本件行政地区情報は、本件被害者の担当行政地区名であり、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ソ) 別表 2 の区分欄に掲げる R-5 情報（以下「本件法律相談等情報」という。）

本件法律相談等情報のうち、「法律相談」欄には本件被害者等の法律相談に関する情報が、「葬儀」欄には本件被害者の葬儀に関する情報が、「カウンセリング要望」欄には本件被害者等のカウンセリングの要望に関する情報が、それぞれ記載されており、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(タ) 別表 2 の区分欄に掲げる R-6 情報（以下「本件法律相談場所」という。）

本件法律相談場所は、法律相談の場所の情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号

本文に該当する。

- (f) 別表 2 の区分欄に掲げる S-5 情報及び W-4 情報（以下「本件支援実施状況」という。）

本件支援実施状況には、本件被害者等に対して行った被害者支援の詳細な実施状況が記載されており、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

- (g) 別表 2 の区分欄に掲げる S-7 情報及び U-11 情報（以下「本件被害状況」という。）

本件被害状況は、特定事件における本件被害者の被害状況であり、本件被害者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

- (h) 別表 2 の区分欄に掲げる T-3 情報及び V-2 情報（以下「本件連絡相手氏名等」という。）

本件連絡相手氏名等は、被害者連絡を行った本件被害者等の住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号及び本件被害者との関係を示す情報であり、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

- (i) 別表 2 の区分欄に掲げる T-4 情報（以下「本件管轄警察署」という。）

本件管轄警察署は、特定の個人が識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

- (j) 別表 2 の区分欄に掲げる T-5 情報（以下「本件意向情報」という。）

本件意向情報には、本件被害者等の意向が記載されており、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

- (k) 別表 2 の区分欄に掲げる U-6 情報（以下「本件精神状態情報」とい

う。)、U-7 情報 (以下「本件生活状態情報」という。)、U-8 情報 (以下「本件支援実施内容」という。) 及び U-9 情報 (以下「本件支援要望内容」という。)

本件精神状態情報には支援対象者である本件被害者等の精神状態について、本件生活状態情報には本件被害者等の日常生活の状態について、本件支援実施内容には本件被害者等に対して行った被害者支援の実施内容について、本件支援要望内容には本件被害者等の要望について、それぞれ本件被害者等がいずれの項目を選択したか分かる内容が記載されており、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ヌ) 別表 2 の区分欄に掲げる V-4 情報 (以下「本件被害者等言動」という。)

本件被害者等言動は、本件被害者等に対して告げた連絡事項及びこれに対する本件被害者等の言動の情報であり、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ネ) 別表 2 の区分欄に掲げる X-2 情報 (以下「本件照会先情報」という。)

本件照会先情報は、照会対象者の居住する地方公共団体の長の情報であり、特定の個人が識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ノ) 別表 2 の区分欄に掲げる X-3 情報及び X-4 情報

標記の情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ハ) 別表 2 の区分欄に掲げる Y-2 情報 (以下「本件面接内容」という。) 及び CC-2 情報

標記の情報には、本件被害者等の氏名が記載されており、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ヒ) 別表 2 の区分欄に掲げる Z-3 情報

通信内容には、本件被害者等の氏名が記載されている。本件被害者等の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(フ) 別表 2 の区分欄に掲げる Z-4 情報（以下「本件被害者等状況」という。）

本件被害者等状況には、本件被害者等の氏名が記載されており、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 別表 2 の区分欄に掲げる A-1 情報、B-1 情報、C-1 情報、D-1 情報、E-1 情報、F-1 情報、G-1 情報、H-1 情報、I-1 情報、L-1 情報、M-1 情報、N-1 情報、O-1 情報、Q-1 情報、R-1 情報、S-1 情報、T-1 情報、T-6 情報、U-1 情報、V-1 情報、W-1 情報、X-1 情報、Y-1 情報、Z-1 情報、AA-1 情報、BB-1 情報、CC-1 情報、DD-1 情報及び EE-1 情報

警部補相当職以下の氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。

また、これらの情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しないことから、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しない。

(イ) 前記ア(イ)から(ア)までの情報

標記の情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及び

イに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、法律相談弁護士及び受任弁護士の氏名を公開したとしても、本件被害者等を特定することは不可能であり、公表慣行があるとして、弁護士の氏名は同号ただし書イに該当する旨主張するが、本件弁護士氏名等は、慣行として公にされている単なる弁護士氏名というものではなく、本件被害者等の弁護士が誰であるかという本件被害者等に係る個人に関する情報であることから、同号ただし書イには該当せず、公開することはできない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるD-2情報、E-2情報、F-2情報、G-2情報、H-2情報、I-2情報、J-1情報、L-3情報、N-3情報、Q-5情報、R-7情報、X-5情報及びZ-2情報（以下「本件警電番号等」という。）

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号等は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の番号に対する嫌がらせ電話を招くなど、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるK-1情報及びK-2情報

本件遺族等要望情報には被害者支援に伴い本件被害者等から聴取した本件被害者等の心情及び具体的な要望のうち主なものが、本件支援事例情報には本件被害者等の当該要望に基づき実施した具体的な支援の内容が、それぞれ記載されている。

被害者支援活動とは、被害者等が受けた被害を回復又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組みであって、被害者等の視点に立ち、そのニーズに対応する形で行われる被害者等を巡る活動であり、被害者支援活動を実施するためには、被害

者等からの警察に対する信頼なくしてはなし得ないものである。

よって、本件遺族等要望情報が公開されることが前提となると、被害者等が警察に対して率直な要望を述べることをためらうようになり、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件支援事例情報は、被害者等の心情に配慮した被害者支援活動における具体的な支援の方法であるため、かかる情報が公開されれば、被害者支援の手法が明らかとなり、今後同種事案において、第三者から被害者等へ配慮に欠ける対応がなされるなどし、被害者等が二次被害を受ける可能性があり、被害者支援の効果が得られなくなるなど、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げる M-4 情報

本件葬儀等情報は、公開することにより、被害者支援の手法が明らかとなり、今後同種事案が起こった際、被害者支援の効果が得られにくくなるため、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げる O-4 情報、R-6 情報、S-4 情報、S-6 情報、U-5 情報及び Z-5 情報

本件カウンセリング場所及び本件法律相談場所は、カウンセリング及び法律相談の実施場所に係る情報であるが、本件被害者等の利便性に配慮し、本件被害者等の自宅住所付近で行われているものを非公開としている。

前記イで説明したとおり、被害者支援活動を実施するためには、被害者等からの警察に対する信頼なくしてはなし得ないものであるところ、かかる情報が公開されれば、本件被害者等の住所が推測されることで、本件被害者等が特定されるおそれがあり、本件被害者等への無理解による言動、配慮に欠ける対応などにより、本件被害者等が二次被害を受ける可能性があり、ひいては被害者等からの警察への信頼が損なわれ、警

察との接触に消極的となり被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるO-5情報

本件精神的被害状況には、本件被害者等の精神的被害の状況がいずれの項目に該当したか分かる内容が記載されている。かかる情報は、本件被害者等と面会等した警察官が把握し、カウンセリングの必要性を判断した根拠となるものであることから、公開することにより、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるQ-4情報（各チェック欄に限る。）

本件支援要請内容には、本件被害者等が要請する支援のいずれの項目を選択したか分かる内容が記載されており、公開されることを想定していないものであるから、公開することにより、本件被害者等からの警察への信頼が損なわれ、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるR-5情報

本件法律相談等情報には、本件被害者等のニーズ、葬儀場所及び法律相談の日程などが記載されており、公開されることが予定されていない情報であるから、公開することにより、被害者等からの警察への信頼が損なわれ、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるS-5情報及びW-4情報

本件支援実施状況のうち、S-5情報には、カウンセリングした際の本件被害者等の状況、カウンセラーの所感及び所感に応じた対応が記載されており、公開されることが予定されていない情報であるから、公開することにより、被害者等からの警察への信頼が損なわれ、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、W-4情報に

は、警察官が付添い支援した際の支援内容や詳細な支援の経過が記載されており、公開することにより、被害者支援の手法が公となり、今後同種事案が起こった際、被害者支援の効果が得られにくくなるため、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるU-6情報、U-7情報及びU-9情報

本件精神状態情報には支援対象者である本件被害者等の精神状態について、本件生活状態情報には本件被害者等の日常生活の状態について、本件支援要望内容には本件被害者等の要望について、それぞれ本件被害者等がいずれの項目を選択したか分かる内容が記載されており、いずれも公開されることが予定されていない情報であり、公開することにより、被害者等からの警察への信頼が損なわれ、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

コ 別表2の区分欄に掲げるU-8情報

本件支援実施内容には、本件被害者等に対して行った被害者支援の実施内容について、本件被害者等がいずれの項目を選択したか分かる内容が記載されており、公開することにより、被害者支援の手法が公となり、今後同種事案が起こった際、被害者支援の効果が得られにくくなるため、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

サ 別表2の区分欄に掲げるV-4情報

本件被害者等言動は、被害者連絡した際の被害者等の反応の情報で、公開されることが予定されていない情報である。かかる情報は、公開することにより、被害者等からの警察への信頼が損なわれ、今後の被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

シ 別表2の区分欄に掲げるY-2情報

本件面接内容には、本件被害者等の抱えている状況及びそれに伴う対処方法が記載されている。

前記イで説明したとおり、被害者支援活動を実施するためには、被害者等からの警察に対する信頼なくしてはなし得ないものであるところ、本件被害者等の抱えている状況に関する情報が公開されれば、本件被害者等の抱える詳細な状況が明らかとなり、本件被害者等への無理解による言動、配慮に欠ける対応などにより、本件被害者等が二次被害を受ける可能性があり、ひいては被害者等からの警察への信頼が損なわれ、警察との接触に消極的となり被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件被害者等に対する対処方法に関する情報は、被害者支援活動における具体的な支援の方法であるため、かかる情報が公開されれば、被害者支援の手法が明らかとなり、今後同種事案において、第三者から被害者等へ配慮に欠ける対応がなされるなどし、被害者等が二次被害を受ける可能性があり、被害者支援の効果が得られなくなるなど、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ス 別表2の区分欄に掲げるZ-4情報

本件被害者等状況には、本件被害者等の抱えている状況及びそれに伴う対応内容が記載されている。

前記イで説明したとおり、被害者支援活動を実施するためには、被害者等からの警察に対する信頼なくしてはなし得ないものであるところ、本件被害者等の抱えている状況等に関する情報が公開されれば、本件被害者等の抱える詳細な状況が明らかとなり、本件被害者等への無理解による言動、配慮に欠ける対応などにより、本件被害者等が二次被害を受ける可能性があり、ひいては被害者等からの警察への信頼が損なわれ、警察との接触に消極的となり被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

セ 別表2の区分欄に掲げるDD-2情報

本件スケジュール情報には、神奈川県の特定期間に関するスケジュールが記載されており、当該特定期間の遂行は、本件被害者等との調整な

くしてなし得ないものである。本件スケジュール情報は、かかる調整を行う前段階の全くの未確定情報として記載されているにもかかわらず、その記載態様から、あたかも確定情報であるかのように読み取られるおそれがあり、かかる情報を公開した場合、本件被害者等に対し、神奈川県が当該特定事務の実施を独断で決定しているような誤解を与え、本件被害者等との信頼関係を失うなど、当該特定事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるのみならず、特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ソ 別表2の区分欄に掲げるEE-2情報

本件利用者受入情報には、受入れ先の施設に関する内容、移行人数、移行後の事業運営体制に関する内容及び移行に伴う神奈川県の支援に関する内容が記載されている。当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっており、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったものの、いずれの県有施設が受入れを行ったかという事実は公表されておらず、その具体的内容は明らかになっていない。これらの情報は、受入れ先の施設の候補であるとする基本方針の中での検討中の情報ではあるものの、かかる情報が公開された場合、特定事件の特異性に鑑みれば、受入れ先の候補となっている施設に対して、報道機関等の取材や問合せが増加し、入所者に対する支援に支障を及ぼすおそれがある。さらに、実施機関がかかる情報を公にしたとなれば、当該施設の運営者、利用者等に不信感を抱かせ混乱を招くことも容易に想定されることから、神奈川県の障害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるB-1情報及びT-6情報（以下「警部補以下捜査員氏名」という。）

警部補以下捜査員氏名は、特定事件に限らず犯罪捜査に従事する捜査員の氏名であり、公開することにより、被疑者等から嫌がらせをされる

など、当該捜査員の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるB-2情報及びE-4情報

本件車両番号等には、捜査車両の登録番号が記載されており、公開することにより、当該捜査車両を使用して行う秘匿の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるB-3情報

本件通行道路情報は、特定事件を含む事件の捜査において捜査員が捜査車両で通行した道路名及びその区間に関する情報である。すなわち、捜査方針に基づいた捜査関係場所に行くための通行経路であり、個々の捜査員の活動を示した警察の捜査活動につながる情報である。かかる情報が公開されれば、捜査が及んでいる範囲が明らかとなり、捜査の進捗状況や捜査協力者等の関係先までもが推測されることとなり、被疑者その他の関係者による逃亡、証拠隠滅等が図られ、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるD-3情報、L-4情報、O-6情報、Q-6情報、R-8情報、T-7情報、U-10情報及びW-5情報

実施機関は、報道機関に対して、特定事件の発生時間について「平成28年7月26日午前2時ころ」、特定事件の認知時間について「同日午前2時45分」と広報しており、実施機関が特定した詳細な発生時間については公表していないものである。

特定事件の発生時間が公開されれば、詳細な発生時間が判明することにより、本件被疑者による一連の犯罪行為（以下「本件犯行」という。）に係る時間的な範囲、つまり、本件被疑者が犯行に要した時間が明確となり得る。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行

の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるS-7情報及びU-11情報

本件被害状況は、特定事件における本件被害者の詳細な被害状況、つまり、本件被疑者の具体的かつ詳細な犯行状況である。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(5) 請求対象外について

乙B文書については、公務従事車両証明書を使用した職員が、当該証明書を使用した都度、その結果を記載することとなっているため、同文書に追記していくものである。また、己W文書については、支援要員が、被害者支援を継続して行った都度、その結果を記載することとなっているため、継続用紙に追記していくものである。これらの文書のうち、請求対象外とした部分は、本件請求を収受した翌日以降においてこれらの文書に追記された部分であるため、本件処分の理由に付記する必要はなかったものである。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特

定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

警務課は、分掌事務として、職員の勤務制度、被害者支援の総合的企画及び調整、被害者の支援の実施、犯罪被害者等給付金に関する業務等を所管している。

ア 甲A文書は、所属長が職員の事務分担の指定又は変更を命ずるときに作成する文書であり、平成28年9月5日付けで特定警察署長が職員2名に対して特定事件の専従員の指定を命じた際に作成されたものである。

イ 乙B文書は、公務従事車両証明書（警察車両が捜査等の用務のため高速道路等を通行する際に使用する証明書をいう。以下同じ。）の使用状況を明らかにするために作成する文書であり、特定事件等の捜査に伴い、公務従事車両証明書を使用したため作成されたものである。

ウ 丙C文書から丙I文書までは、特定事件の発生に伴う被害者支援本部の設置、特別支援要員の運用等、組織力を発揮した被害者支援を推進するために作成された文書である。

エ 丁J文書から丁N文書までは、特定事件における被害者支援推進状況を把握及び管理し、同状況を神奈川県公安委員会等に報告又は連絡するために作成された文書である。

オ 戊O文書から戊R文書までは、本件被害者等に対する各種被害者支援の必要性を認めた場合において、特定警察署長が神奈川県警察本部警務部警務課長に、当該課長が特定機関に支援要請を行う際に作成された文書である。

カ 己S文書から己W文書までは、特別支援要員及び被害者支援室の職員が本件被害者等に対する被害者連絡及び被害者支援を実施した経過や状況を明らかにするために作成された文書である。

キ 庚X文書は、神奈川県公安委員会が犯罪被害給付制度に基づく犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うに当たり必要な事項を照会するための文書であり、本件被害者の遺族から同制度に係る申請を受理したことに伴い、神奈川県公安委員会から照会する際に作成されたものである。

ク 辛Y文書から辛CC文書までは、特定事件における被害者支援に関し、被害者支援室が特定施設や神奈川県保健福祉局がん・疾病対策課等と連

携して情報共有を行った際に作成された文書である。

ケ 壬DD文書及び壬EE文書は、実施機関の職員が出席した神奈川県保健福祉局が主催する特定事件における被害者支援を含む対策会議に関する文書である。

本件行政文書はいずれも警務課が管理していたものであり、警務課は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

また、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、警務課は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

(7) 不鮮明な行政文書の再交付について

丙F文書のうち平成28年7月29日付け電話通信紙、辛Y文書、辛Z文書のうち平成28年8月5日付け電話通信紙及び壬DD文書のうち「特定事件再発防止・再生本部合同部会（第1回）」と題する資料については、再度原本を複写し直した上で、交付文書を作成し、令和3年2月17日付けで審査請求人に再交付したものである。

なお、複写した「特定事件再発防止・再生本部合同部会（第1回）」と題する資料の鮮明さは、原本と同等である。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(6)のとおり、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を採用することはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、本件非公開情報の同号の該当性について、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、B-1情報、C-1情報、D-1情報、E-1情報、F-1情報、G-1情報、H-1情報、I-1情報、L-1情報、M-1情報、N-1情報、O-1情報、Q-1情報、R-1情報、S-1情報、T-1情報、T-6情報、U-1情報、V-1情報、W-1情報、X-1情報、Y-1情報、Z-1情報、AA-1情報、BB-1情報、CC-1情報、DD-1情報及びEE-1情報

当審査会が確認したところ、警部補相当職以下の氏名等は、警部補以下の階級にある警察官のほかに警部補以下の階級に相当する副主幹級以下の職員の氏名、印影、携帯電話番号及び自宅最寄り駅の情報であることが認められる。これらの情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、これらの情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、警部補相当職以下の氏名等の印影については、それに係る警察職員の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものである。また、警部補相当職以下の氏名等の携帯電話番号については、公務用ではなく私用の個人の携帯電話の番号であることが認められる。さらに、警部補相当職以下の氏名等には、上述のとおり、警部補以下の階級に相当する副主幹級以下の職員の氏名及び印影が含まれていることから、同号本文に該当するとして非公開としたものであることが認められる。加えて、カウンセラーもこれと同様に副主幹級以下の職員であることが認められるため、これらの主張を採用することはできない。

イ 別表2の区分欄に掲げるE-3情報、M-2情報、O-2情報、O-3情報、P-1情報、Q-2情報、Q-3情報、R-2情報、R-3情報、S-2情報、S-3情報、T-2情報、U-2情報、U-3情報、V-3情報、W-2情報、W-3情報、X-3情報、Y-2情報、Z-3情報及びCC-2情報(以下「本件被害者等氏名等」という。)

当審査会が確認したところ、本件被害者等氏名等は、本件被害者等の本籍、住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号及び本件被害者との関係を示す情報であることが認められる。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるL-2情報

当審査会が確認したところ、本件生年月日は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イに該当するものとして公開されているものと考えられるが、本件生年月日については、慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当しない。また、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報にも該当しないことから、同号ただし書アに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、かかる情報のうち、「生年」部分について、同条第1号本文に該当しない旨主張するが、上述のとおり判断されることから、かかる主張を採用することはできない。

エ 別表2の区分欄に掲げるM-3情報及びU-4情報

当審査会が確認したところ、本件弁護士氏名等には、本件被害者等の意向に基づき実施された場合の法律相談の実施日及び同人の法律相談を担当した弁護士又は同人から依頼を受けた受任弁護士の氏名が記載されていることが認められる。これらの情報は、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、本件被害者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエに

も該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(1)カのとおり、当該弁護士の氏名を公開したとしても、本件被害者等を特定することは不可能であり、弁護士の氏名は同号ただし書イに該当する旨主張するが、本件弁護士氏名等は、慣行として公にされている単なる弁護士氏名というものではなく、本件被害者等を担当した弁護士が誰であるかという本件被害者等に係る個人に関する情報である。本件被害者等を担当した弁護士が誰であるかという情報は、慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる主張を採用することはできない。

オ 別表2の区分欄に掲げるM-4情報

当審査会が確認したところ、本件葬儀等情報のうち「支援実施結果」欄には実施した支援の結果が、「通夜」欄、「葬儀」欄及び「斎場」欄には本件被害者に係る葬儀等の日時及び場所が、「同意書」欄には本件被害者等が支援を受けるために特定機関に被害者情報を提供することについての同意書の提出の有無が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

カ 別表2の区分欄に掲げるN-2情報及びZ-6情報

当審査会が確認したところ、本件取扱者電話番号は、特定協議会会長及び特定施設職員の個人の電話番号であることが認められる。かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

キ 別表2の区分欄に掲げる O-4 情報、R-6 情報、S-4 情報、S-6 情報、U-5 情報及び Z-5 情報

当審査会が確認したところ、本件カウンセリング場所及び本件法律相談場所は、本件被害者等と実際に面談し、カウンセリングや法律相談等を行った場所の情報であるところ、本件被害者等の自宅住所付近で行われたものが非公開とされていることが認められる。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ク 別表2の区分欄に掲げる O-5 情報及び Q-4 情報（各チェック欄に限る。）

当審査会が確認したところ、本件精神的被害状況には、本件被害者等

と面談を行った担当者が、当該面談から本件被害者等の精神的被害の状況について、いずれの項目に該当すると判断したかが分かる内容が記載されており、また、本件支援内容には、本件被害者等が「要請する支援」欄の支援内容のうち、いずれの項目の支援を希望したかが分かる内容が記載されていることが認められる。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるP-2情報

当審査会が確認したところ、本件同意者氏名等は、本件被害者等の情報を特定機関に提供することに同意した者の住所、氏名及び印影であることが認められる。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

コ 別表2の区分欄に掲げるR-4情報及びR-5情報

当審査会が確認したところ、本件行政地区情報は、本件被害者の担当

行政地区名であり、本件法律相談等情報のうち「法律相談」欄には本件被害者等の法律相談に関する情報が、「葬儀」欄には本件被害者の葬儀に関する情報が、「カウンセリング要望」欄には本件被害者等のカウンセリングの要望に関する情報が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報は、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

サ 別表2の区分欄に掲げるS-5情報及びW-4情報

当審査会が確認したところ、本件支援実施状況には、本件被害者等に対して行った被害者支援の詳細な実施状況が記載されていることが認められる。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

シ 別表2の区分欄に掲げるS-7情報及びU-11情報

当審査会が確認したところ、本件被害状況は、特定事件において本件

被害者が受けた被害に関する具体的な内容であることが認められる。これらの情報は、本件被害者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ス 別表2の区分欄に掲げる T-3 情報及び V-2 情報

当審査会が確認したところ、本件連絡相手氏名等は、被害者連絡を行った本件被害者等の住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号及び本件被害者との関係を示す情報であることが認められる。これらの情報は、いずれも本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

セ 別表2の区分欄に掲げる T-4 情報

当審査会が確認したところ、本件管轄警察署は、本件被害者等の居住地を管轄する警察署であることが認められる。かかる情報は、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、同人の居住地が推測される可能性があるため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別さ

れ得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ソ 別表2の区分欄に掲げる T-5 情報

当審査会が確認したところ、本件意向情報には、本件被害者等の意向が記載されていることが認められる。かかる情報は、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

タ 別表2の区分欄に掲げる U-6 情報から U-9 情報まで

当審査会が確認したところ、本件精神状態情報には支援対象者である本件被害者等の精神状態について、本件生活状態情報には本件被害者等の日常生活の状態について、本件支援実施内容には本件被害者等に対して行った被害者支援の実施内容について、本件支援要望内容には本件被害者等の要望について、それぞれ本件被害者等と面談した被害者支援室の職員が、当該面談を通じて認めた本件被害者等の状況や、当該職員が行った対応が分かる内容が記載されていることが認められる。これらの

情報は、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

チ 別表2の区分欄に掲げるV-4情報

当審査会が確認したところ、本件被害者等言動は、本件被害者等に連絡した警察官が同人に対して告げた連絡事項及びこれに対する本件被害者等の言動の情報であることが認められる。かかる情報は、本件被害者等の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ツ 別表2の区分欄に掲げるX-2情報

当審査会が確認したところ、本件照会先情報は、照会対象者の居住する地方公共団体の長の情報であることが認められる。かかる情報は、照会対象者の氏名とともに記載されていることから、照会対象者に係る個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

テ 別表2の区分欄に掲げる X-4 情報（以下「本件照会対象者氏名等」という。）

当審査会が確認したところ、本件照会対象者氏名等は、照会対象者の本件被害者との続柄、本籍、氏名及び生年月日であることが認められる。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

ト 別表2の区分欄に掲げる K-1 情報、K-2 情報及び Z-4 情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(1)ア(ウ)及び(フ)のとおり、条例第5条第1号に該当する旨説明するが、これらの情報は、後記(3)イ(ア)及び(カ)のとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務

又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の該当性について、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるD-2情報、E-2情報、F-2情報、G-2情報、H-2情報、I-2情報、J-1情報、L-3情報、N-3情報、Q-5情報、R-7情報、X-5情報及びZ-2情報

本件警電番号等は、警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、これらの情報を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるなど、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 別表2の区分欄に掲げるK-1情報、K-2情報、O-4情報、O-5情報、Q-4情報（各チェック欄に限る。）、R-6情報、S-4情報からS-6情報まで、U-5情報からU-9情報まで、V-4情報、W-4情報、Y-2情報、Z-4情報及びZ-5情報

標記の情報は、警察が行う被害者支援活動に係る情報であることが認められるところ、当該活動は、被害者等が受けた被害を回復又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取り組みであって、被害者等の視点に立ち、そのニーズに対応する形で行われる活動であることが認められ、当該活動を実施するためには、被害者等からの警察に対する信頼が不可欠であるとする実施機関の説明は首肯

できる。よって、これを前提に、以下、検討する。

(7) 別表 2 の区分欄に掲げる K-1 情報及び K-2 情報

当審査会が確認したところ、本件遺族等要望情報には被害者支援に伴い本件被害者等から聴取した本件被害者等の心情及び具体的な要望のうち主なものが、本件支援事例情報には本件被害者等の当該要望に基づき実施した具体的な支援の内容が、それぞれ記載されていることが認められる。

本件遺族等要望情報が公開されると、今後同種事案における被害者等が警察に対して率直に心情を吐露したり、要望等を述べることをためらうようになり、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件支援事例情報は、特定事件に係る被害者支援活動として実施された具体的な活動の内容であるため、かかる情報が公開されると、今後同種事案の被害者等に対し、実施機関が支援のために取り得る手法を明らかにすることになる。当該手法が明らかになると、第三者による被害者等への不当な干渉を招くなど、被害者支援の効果が十分に得られなくなり、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

(イ) 別表 2 の区分欄に掲げる O-4 情報、R-6 情報、S-4 情報、S-6 情報、U-5 情報及び Z-5 情報

当審査会が確認したところ、本件カウンセリング場所及び本件法律相談場所は、本件被害者等と実際に面談し、カウンセリングや法律相談等を行った場所の情報であるところ、本件被害者等の自宅住所付近で行われたものが非公開とされていることが認められる。

これらの情報は、本件被害者等の特定に繋がるおそれがある情報であるところ、それが公開されると、今後同種事案における被害者等が警察との接触に消極的となり、ひいては被害者等のニーズの把握等が

困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 別表2の区分欄に掲げるO-5情報

当審査会が確認したところ、本件精神的被害状況には、カウンセリングの必要性を判断するために、警察官が本件被害者等と面接等を行った際に、質問して把握した事項や客観的に見て感じた事項がいずれの項目に該当したか分かる内容が記載されていることが認められる。

かかる情報は、本件被害者等の心身の状況に関するものであるところ、それが公開されると、今後同種事案における被害者等が警察との接触に消極的となり、面接等に応じたとしても警察に対して率直に心情を吐露することをためらうようになるなど、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(エ) 別表2の区分欄に掲げるQ-4情報（各チェック欄に限る。）

当審査会が確認したところ、本件支援要請内容には、本件被害者等が「要請する支援」欄の支援内容のうち、いずれの項目の支援を希望したかが分かる内容が記載されていることが認められる。

かかる情報は、本件被害者等の具体的な要望に関するものであるところ、それが公開されると、今後同種事案における被害者等が警察との接触に消極的となり、面接に応じたとしても被害者支援を要請することをためらうようになるなど、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(オ) 別表2の区分欄に掲げるS-5情報及びW-4情報

当審査会が確認したところ、本件支援実施状況には、いずれも本件被害者等に対して行った被害者支援の詳細な実施状況が記載されており、S-5 情報には、その他にカウンセリングした際の本件被害者等の状況、カウンセラーの所感及び所感に応じた対応が記載されていることが認められる。

これらの情報は、本件被害者等の要望に基づき実施された被害者支援の具体的な内容に関するものであるところ、それが公開されると、今後同種事案における被害者等が警察との接触に消極的となり、ひいては被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件支援実施状況のうち W-4 情報には、被害者支援活動における具体的な支援の方法が記載されているため、かかる情報が公開されると、今後同種事案の被害者等に対し、実施機関が支援のために取り得る手法を明らかにすることになる。当該手法が明らかになると、第三者による被害者等への不当な干渉を招くなど、被害者支援の効果が十分に得られなくなり、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

(カ) 別表 2 の区分欄に掲げる U-6 情報から U-9 情報まで

当審査会が確認したところ、本件精神状態情報には本件被害者等の精神状態について、本件生活状態情報には本件被害者等の日常生活の状態について、本件支援実施内容には本件被害者等に対して行った被害者支援の実施内容について、本件支援要望内容には本件被害者等の要望について、それぞれ本件被害者等と面談した被害者支援室の職員が、当該面談を通じて認めた本件被害者等の状況や、当該職員が行った対応が分かる内容が記載されていることが認められる。

これらの情報が公開されると、今後同種事案における被害者等が警察に対して率直に心情を吐露したり、要望等を述べることをためらうようになり、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害

者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(キ) 別表2の区分欄に掲げるV-4情報

当審査会が確認したところ、本件被害者等言動は、本件被害者等に連絡した警察官が同人に対して告げた連絡事項及びこれに対する本件被害者等の言動の情報であることが認められる。

かかる情報が公開されると、今後同種事案における被害者等が警察との接触に消極的となり、連絡に応じたとしても警察に対して率直に話をすることをためらうようになるなど、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ク) 別表2の区分欄に掲げるY-2情報及びZ-4情報

当審査会が確認したところ、本件面接内容及び本件被害者等状況には本件被害者等の抱えている状況及びそれに伴う対処方法が記載されていることが認められる。

本件被害者等の抱えている詳細な状況に関する情報が公開されると、今後同種事案における被害者等が警察との接触に消極的となり、警察に対して率直に心情を吐露したり、要望等を述べることをためらうようになるなど、被害者等のニーズの把握等が困難となることから、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件被害者等に対する対処方法に関する情報は、被害者支援活動における具体的な支援の方法であるため、かかる情報が公開されると、今後同種事案の被害者等に対し、実施機関が支援のために取り得る手法を明らかにすることになる。当該手法が明らかになると、第三者による被害者等への不当な干渉を招くなど、被害者支援の効果が十分に得られなくなり、被害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 別表2の区分欄に掲げる DD-2 情報

当審査会が確認したところ、本件スケジュール情報には、本件被害者等の意向に配慮しながら決定すべき事項に係る神奈川県の特定期務に関するスケジュールが記載されていることが認められる。当該特定期務は、本件被害者等との調整が不可欠であるところ、その記載態様に鑑みると、当該スケジュール作成時点において、既に当該特定期務の実施やその日程が確定したものであるかのように読み取られるおそれがあると認められる。したがって、かかる情報を公開した場合、本件被害者等の意向等に配慮することなく当該スケジュールを決定したとの誤解を生じさせ、当該特定期務を行う上で不可欠である県と本件被害者等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、本件被害者等の意向に配慮して進めなくては効果的ではない当該特定期務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、かかる場合、当該特定期務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのみならず、本件被害者等との調整なくしてはなし得ない特定事件に関する事後対応の事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)エのとおり、かかる情報は、スケジュールが終了してから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は存在せず、同号柱書に該当しない旨主張するが、上述のとおり判断されることから、かかる主張を採用することはできない。

エ 別表2の区分欄に掲げる EE-2 情報

当審査会が確認したところ、本件利用者受入情報には、受入先の施設に関する内容、移行人数、移行後の事業運営体制に関する内容及び移行に伴う神奈川県の実援に関する内容が記載されていることが認められる。当時、特定事件の内容やその周辺情報から、一定程度、その内容の推測が可能な状況にあったものの、いずれの県有施設が受入れを行ったかと

いう事実は公表されておらず、その具体的内容は明らかになっていない。本件利用者受入情報は、受入先の施設の候補であるとする基本方針の中での検討中の情報とされており、かかる情報が公開されると、特定事件の特異性に鑑みれば、受入先の候補とされていた施設に対して、報道機関等の取材や問合せが増加し、入所者に対する支援に支障を及ぼすおそれがあると認められる。さらに、実施機関がかかる情報を公にしたとなれば、当該施設の運営者、利用者等に不信感を抱かせ混乱を招くことも容易に想定されることから、今後同種事案における神奈川県障害者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)オのとおり、かかる情報は、受入れが済んだ本件処分時においては、非公開とする理由は存在せず、同号柱書に該当しない旨主張するが、上述のとおり判断されることから、かかる主張を採用することはできない。

オ 別表2の区分欄に掲げるM-4情報及びR-5情報

本件葬儀等情報及び本件法律相談等情報について、実施機関は、前記4(2)ウ及びキのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、これらの情報は、前記(2)オ及びコのとおり、同条第1号に該当するため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 別表 2 の区分欄に掲げる B-2 情報及び E-4 情報

当審査会が確認したところ、本件車両番号等には、捜査に使用する捜査用車両の登録番号等が記載されていることが認められる。

警察車両のうち、捜査用車両は、秘匿性がある捜査に使用するものであるため、登録番号等を公開することにより、各種捜査活動を行う際に、警察の捜査活動を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる B-3 情報

当審査会が確認したところ、本件通行道路情報は、事件の捜査において捜査員が捜査用車両で通行した道路名及びその区間に関する情報であることが認められる。かかる情報は、捜査方針に基づき捜査関係場所に向かった際の通行経路であり、個々の捜査員の活動を示した警察の捜査活動に関する情報であることが認められる。かかる情報が公開されれば、捜査が及んでいる範囲が明らかとなり、捜査の進捗状況や捜査協力者等の関係先までもが推測され、被疑者その他の関係者による逃亡、証拠隠滅等が図られ、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。

ウ 別表 2 の区分欄に掲げる D-3 情報、L-4 情報、O-6 情報、Q-6 情報、R-8 情報、T-7 情報、U-10 情報及び W-5 情報

当審査会が確認したところ、実施機関は、報道機関に対して、特定事件の発生時間について「平成 28 年 7 月 26 日午前 2 時ころ」、特定事件の認知時間について「同日午前 2 時 45 分」と広報しており、実施機関が特定した詳細な発生時間については公表していないものと認められる。と

すれば、特定事件の詳細な発生時間が公開されれば、本件犯行に係る時間的な範囲、つまり、本件被疑者が犯行に要した時間が明らかとなる。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 別表2の区分欄に掲げるS-7情報及びU-11情報

当審査会が確認したところ、本件被害状況は、特定事件における本件被害者の詳細な被害状況であり、また、本件被疑者の具体的かつ詳細な犯行状況でもあることが認められる。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

オ 別表2の区分欄に掲げるB-1情報及びT-6情報

警部補以下捜査員氏名について、実施機関は、前記4(3)アのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)アのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公

益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開とされた本件非公開情報を公開しなければならぬほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とはいえない。

(6) 請求対象外について

審査請求人は、前記3(6)のとおり主張するが、本件処分に際して実施機関は、本件請求を収受した翌日以降において丙文書に追記された部分を請求対象外とし、本件処分の理由に付記する必要はないと判断したものであり、その対応に不適切な点はないものと認められるため、かかる主張を採用することはできない。

(7) その他

ア 審査請求人は、前記3(7)アのとおり、行政文書の写しの交付の際に印刷が不鮮明な部分があった旨主張しており、これに対し実施機関は、前記4(7)のとおり、不鮮明な行政文書については、再度原本を複写し直した上で、交付文書を作成し、審査請求人に再交付したものであると説明している。

イ また、審査請求人は、前記3(7)イからエのとおり、情報公開制度の運用の仕方に関しても種々主張している。

ウ しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求

の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条第1項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、上記ア及びイの審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

本件処分において特定された文書一覧			
番号	大分類	文 書 名	略 称
1	甲文書	命令簿	甲A文書
2	乙文書	公務従事車両証明書使用状況一覧表	乙B文書
3	丙文書	特定事案における警察署派遣者名簿（警務課）	丙C文書
4		平成28年7月26日起案に係る起案文書（被害者支援本部の設置）	丙D文書
5		特別支援要員名簿（平成28年9月15日現在）	丙E文書
6		電話通信紙（平成28年7月28日付け、同年7月29日付け、同年9月、同年8月30日付け及び同年9月14日付け）	丙F文書
7		平成28年9月の「負傷者等への連絡について」と題する連絡文書	丙G文書
8		平成28年8月8日付け「特定事件に係る被害者支援本部の継続設置について」と題する通知文書	丙H文書
9		平成28年8月10日起案に係る起案文書（連絡文の発出について（伺い））	丙I文書
10	丁文書	平成28年8月8日付け「被害者支援の活動状況について」と題する依頼文書	丁J文書
11		平成28年8月10日付け「特定事件に係る被害者支援活動」と題する公安委員会資料	丁K文書
12		平成28年8月12日付け「被害者支援の推進状況について」と題する申（通）報	丁L文書
13		死亡者支援状況、負傷者支援状況及び職員支援状況	丁M文書
14		電話通信紙（平成28年8月1日付け）	丁N文書
15	戊文書	被害者カウンセラー派遣要請書	戊O文書
16		同意書	戊P文書
17		被害者支援要請書	戊Q文書
18		特定機関情報提供・受理簿	戊R文書
19	己文書	危機介入・カウンセリング等結果報告書	己S文書
20		被害者連絡経過票	己T文書
21		被害者支援実施報告書	己U文書

番号	大分類	文 書 名	略 称
22	己文書	被害者連絡実施結果報告書	己V文書
23		被害者支援実施結果報告書	己W文書
24	庚文書	犯罪被害給付関係事項照会書	庚X文書
25	辛文書	平成28年8月2日実施に係る「特定施設での面接について」と題する報告書	辛Y文書
26		電話通信紙（平成28年8月5日付け、同年8月15日付け2枚及び同年9月7日付け）	辛Z文書
27		平成28年8月5日実施に係る「神奈川県保福祉局保健医療部健がん・疾病対策課との面接について」と題する報告書	辛AA文書
28		平成28年8月18日付け「特定施設職員に対するこころのケア関係打合せ実施結果について」と題する報告書	辛BB文書
29		平成28年8月18日付け「特定施設こころのケア関係情報交換会出席結果について」と題する報告書	辛CC文書
30	壬文書	特定事件再発防止・再生本部 合同部会（第1回）に関する文書	壬DD文書
31		第2回特定事件再発防止対策・再生本部 維持部会に関する文書	壬EE文書

別表 2

本件処分における非公開情報一覧			
文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
甲A文書	A-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
乙B文書	B-1	警部補以下の階級にある警察官(捜査員)の氏名	第1号 第6号
	B-2	車両登録番号	第6号
	B-3	通行道路及び通行区間	
丙C文書	C-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名、携帯電話番号及び自宅最寄り駅	第1号
丙D文書	D-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の印影	第1号
	D-2	警察電話の内線番号	第4号柱書
	D-3	本件事件の発生時間	第6号
丙E文書	E-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名、年齢及び携帯電話番号	第1号
	E-2	公用携帯電話番号	
	E-3	「担当」欄の本件被害者の氏名	
	E-4	「車両番号」欄	第6号
丙F文書	F-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	F-2	警察電話の内線番号及び公用携帯電話番号	第4号柱書
丙G文書	G-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	G-2	警察電話の内線番号	第4号柱書
丙H文書	H-1	警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	H-2	警察電話の内線番号	第4号柱書
丙I文書	I-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の氏名及び印影	第1号
	I-2	警察電話の内線番号	第4号柱書
丁J文書	J-1	警察電話の内線番号	第4号柱書

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
丁K文書	K-1	「遺族等からの主な要望」欄	第1号 第4号柱書
	K-2	「特別支援要員による支援事例」欄	
丁L文書	L-1	警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	L-2	本件被疑者の生年月日	
	L-3	警察電話の内線番号	第4号柱書
	L-4	本件事件の発生時間	第6号
	L-5	通報内容(令和3年4月6日付けで処分を取り消し公開した。)	
丁M文書	M-1	「CS」欄の警部補相当職以下の警察職員(被害者カウンセラー)の氏名	第1号
	M-2	本件被害者の氏名	
	M-3	「法律相談弁護士」欄	
	M-4	「支援実施結果」欄、「通夜」欄、「葬儀」欄、「斎場」欄及び「同意書」欄	第1号 第4号柱書
丁N文書	N-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	N-2	取扱者の電話番号	
	N-3	警察電話の内線番号	第4号柱書
戊O文書	O-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の氏名及び印影	第1号
	O-2	「犯罪被害者」欄の本件被害者の住所、氏名、電話番号、生年月日及び年齢	
	O-3	「被害者〔危機介入、カウンセリング等対象者〕」欄の本件被害者等の住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢及び本件被害者との関係	
	O-4	「場所」欄のカウンセリング実施場所	
	O-5	「精神的被害の状況」欄	第1号 第4号柱書
	O-6	本件事件の発生時間	第6号
戊P文書	P-1	カッコ内の本件被害者の氏名	第1号
	P-2	同意者の住所、氏名及び印影	
戊Q文書	Q-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
戊Q文書	Q-2	「被害者」欄の本件被害者の住所、氏名、電話番号及び生年月日	第1号
	Q-3	「支援対象者」欄の本件被害者等の住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢及び本件被害者との関係	
	Q-4	「要請する支援」欄(令和3年4月6日付けで各チェック欄以外の情報を非公開とした処分を取り消し公開した)	第1号 第4号柱書
	Q-5	警察電話の内線番号	第4号柱書
	Q-6	本件事件の発生時間	第6号
戊R文書	R-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名	第1号 第4号柱書
	R-2	別紙一覧表及び「事案の概要」欄の本件被害者の本籍、住所、氏名、電話番号、生年月日及び年齢	
	R-3	別紙一覧表、「被害者等」欄及び「備考(特記事項)」欄の本件被害者等の住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢及び本件被害者との関係	
	R-4	別紙一覧表の「担当」欄の本件被害者の担当行政地区名	
	R-5	別紙一覧表の「法律相談」欄、「葬儀」欄及び「カウンセリング要望」欄	
	R-6	「備考(特記事項)」欄の法律相談実施場所	
	R-7	警察電話の内線番号	第4号柱書
	R-8	本件事件の発生時間	第6号
己S文書	S-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の氏名及び印影	第1号
	S-2	「被害者」欄の本件被害者の住所、氏名、電話番号、生年月日及び年齢	
	S-3	「危機介入・カウンセリング等対象者」欄の本件被害者等の氏名、電話番号及び本件被害者との関係	
	S-4	「場所」欄のカウンセリング実施場所	
	S-5	「危機介入・カウンセリング等の状況」欄	第1号 第4号柱書

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
己S文書	S-6	「備考」欄のカウンセリング実施場所	第1号 第4号柱書 第6号
	S-7	「備考」欄の本件被害者の被害状況	
己T文書	T-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	T-2	「被害者」欄の本件被害者の住所、氏名及び生年月日	
	T-3	「被害者連絡のあて先」欄の被害者連絡の相手方の氏名及び本件被害者との関係	
	T-4	「被害者居住地管轄警察署」欄	
	T-5	「被害者等の意向」欄	
	T-6	警部補以下の階級にある警察官（捜査員）の氏名	第1号 第6号
	T-7	本件事件の発生時間	第6号
己U文書	U-1	警部補以下の階級にある警察官（相当職を含む。）の氏名及び印影	第1号
	U-2	「犯罪被害者」欄の本件被害者の住所、氏名、電話番号及び年齢	
	U-3	「支援対象者」欄の本件被害者等の氏名及び年齢	
	U-4	「備考」欄の受任弁護士の氏名	
	U-5	「場所」欄のカウンセリング実施場所	
	U-6	「支援対象者の精神状態」欄	第1号 第4号柱書
	U-7	「支援対象者の日常生活の状態」欄	
	U-8	「実施内容」欄	
	U-9	「要望」欄	
	U-10	本件事件の発生時間	第6号
	U-11	「備考」欄の本件被害者の被害状況	
己V文書	V-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	V-2	「連絡した相手」欄及び「関係」欄の被害者連絡の相手方の住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢及び本件被害者との関係	

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
己V文書	V-3	「(連絡に対する被害者等の言動)」欄の本件被害者等の氏名	第1号
	V-4	「(連絡に対する被害者等の言動)」欄の本件被害者等の言動	第1号 第4号柱書
己W文書	W-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	W-2	「被害者等」欄及び「関係」欄の本件被害者等の住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢及び本件被害者との関係	
	W-3	「被害者」欄の本件被害者の氏名	
	W-4	「実施状況」欄及び「実施項目」欄	第1号 第4号柱書
	W-5	本件事件の発生時間	第6号
庚X文書	X-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名	第1号
	X-2	照会先	
	X-3	本件被害者の本籍、住所、氏名及び生年月日	
	X-4	照会対象者の本件被害者との続柄、本籍、氏名及び生年月日	
	X-5	警察電話の内線番号	第4号柱書
辛Y文書	Y-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の氏名及び印影	第1号
	Y-2	「4面接内容」の項目欄	第1号 第4号柱書
辛Z文書	Z-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の氏名及び印影	第1号
	Z-2	警察電話の内線番号	第4号柱書
	Z-3	通信内容のうち本件被害者等の氏名	第1号
	Z-4	通信内容のうち本件被害者等の状況等に関する情報	第1号 第4号柱書
	Z-5	通信内容のうちカウンセリング実施場所	
	Z-6	取扱者の電話番号	第1号
辛AA文書	AA-1	警部補以下の階級にある警察官(相当職を含む。)の氏名及び印影	第1号
辛BB文書	BB-1	警部補相当職以下の階級にある警察職員の氏名	第1号

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
辛 C C 文書	CC-1	警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影	第1号
	CC-2	「4内容」の項目欄の本件被害者の氏名	
壬 D D 文書	DD-1	警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	DD-2	特定事件関連全体スケジュール表6列目	第4号柱書
壬 E E 文書	EE-1	警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	EE-2	特定施設利用者の受入れに関する情報	第4号柱書

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 20 日 (収受)	○ 諮問
令和 3 年 4 月 13 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
5 月 28 日 (第 208 回部会)	○ 審議
6 月 25 日 (第 209 回部会)	○ 審議
7 月 26 日 (第 210 回部会)	○ 審議
8 月 26 日 (第 211 回部会)	○ 審議
9 月 16 日 (第 212 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者
田村 達久	早稲田大学教授	会 長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀内 かおる	横浜国立大学教授	
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和3年12月2日現在）（五十音順）